

【労働契約法第7条】

労働者及び使用者が労働契約を締結する場合において、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとする…

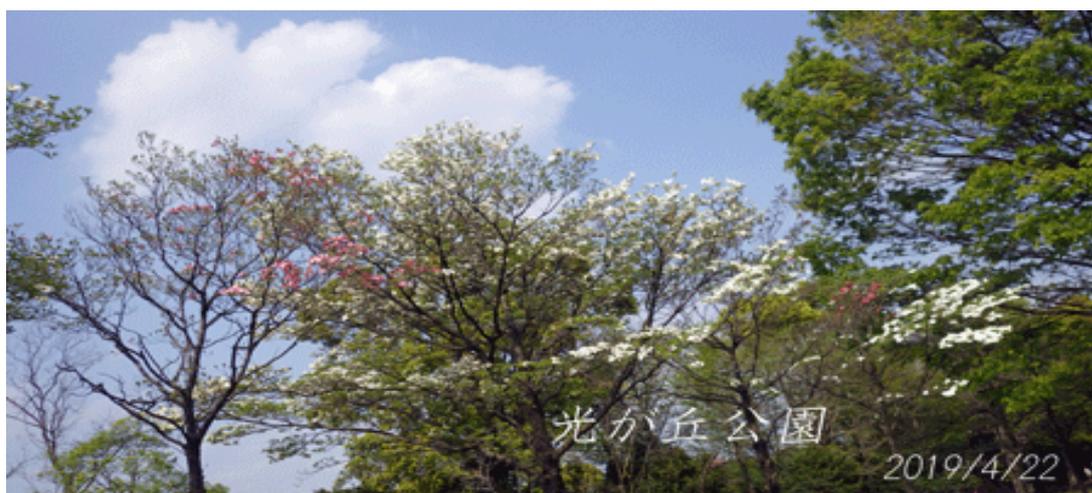
労働契約を結び社員(従業員)となったからには原則として就業規則に従わなければなりません。

「就業規則」が事業場内に掲出され誰の目にも触れる状態になっている限り、

「説明を受けていなかった」とか、「自分はこの規則には納得いかない」といった反論は通用しません。



平成最後の4月 洗足池公園 2019年4月



平成最後の4月 光が丘公園 2019年4月

明日から 令和の時代へ